時事新報は一年三百六十五日一日も休刊無し

# 時事新報

第二千五百廿九號
明治廿三年一月九日　木曜日
舊暦己丑十二月十九日（庚寅）
日出 午前六時五十三分　日入 午後四時四十四分
月出 午後七時二十五分　月入 午前八時十一分
滿潮 午前七時十七分　午後七時三十四分
（西暦一千八百九十年）

時事新報定價

時事新報ハ一年三百六十五日一日モ休刊セズ其代價遞送費共左ノ如シ

一枚二錢〇一箇月前金五十錢〇三箇月前金一圓五十錢〇六箇月前金三圓〇一箇年前金六圓
〇時事新報社ヨリ直接ニ郵便ニテ遞送スルモノニ限リ右定價ノ外ニ一箇月十五錢ノ遞送料ヲ申受ク

時事新報廣告料前金

| 一行五號活字廿四字詰 | 一日限 | 二日以上六日迄 | 七日以上 |
| --- | --- | --- | --- |
| 一行ニ付 | 十二錢 | 十一錢 | 十錢五厘 |

月曜日幷に大祭祝日の翌日等他新聞紙の休刊日に限り時事新報配達の求めに應ず此場合には新報代價一箇月前金八錢にして地方に郵送する分は此外に貼用する郵便印紙の代價を申受く可し

時事新報

## 除隊の兵士

常備軍の現役は滿三箇年間にして之を終れば銘々思ひ〳〵の職業に就かしむることなれども從來除隊となりたる兵士の身の有樣を聞くに例へば農家の子弟ならば郷里に歸りて以前の如く耕耘に從事すべき所なれども在營三年の間に意氣全く豹變して從前の如くおとなしく隴畝に入ること能はず時としては田舍不相應の容態を呈して父兄の苦情を招き其苦情を聽くには懶く田舍に埋るゝも不見識などゝて或は馬車の別當となり將た走卒となりて遂に一身の方向を誤まるに至る者なきに非ずと云ふ、將さに國富に參與せんとするの壯丁を驅りて兵戈の練習に從事せしめ却て國の溶金窩たらしむるは誠に堪へ難き次第なれども國防兵備の要用ある上は復た如何ともす可らず唯其除隊の後に於て適當なる方向に導き之を利用して國の富源の一助たらしむるは公私經濟の得策なる可し世の論者中には此等の事情を見て今の兵營の内部を云々し改良の方案を立つる者もある由なれども我輩は更に其邊のことを知らず現に別當走卒の如き人生に易からざる艱難を忍耐する者多きによりて推測すれば決して職業の辛苦を厭はざるは勿論嚴肅なる兵律の下に起臥したる心得を以てすれば世間の百事左程に難しとするに足らざるべしとは當人自らも亦信する所なれども思はしき目的もなき郷里に歸りて固陋なる親爺の膝下に齷齪たること能はざると共に左りとて俄に獨立の方向を定むべき便もなければ止むを得ず一時の走路を求めて意外の結果を見ることならん果して然らば其變化したる思想を利用して之に勸むるに北海道移住を以てし之を導くに適當の保護を以てせば除隊と同時に郷里を顧みず進んで移住を志願するに至るや自然の人情なるべし北海道には既に屯田兵なるものありて窮士族を保護すること甚だ渥く坐を設け膳を供へて懇待至らざるなしと雖も猶は内地に茫然として無爲貧窶に苦しむもの比々少なからずして志願する者は志願せざる者は所詮志願す可き樣子もなく而して北海道の面積を顧れば人を容るゝの餘地綽々として與すべきの利益亦少なからず日本の事情は正に北海道移住を促すの時機なれば北門の防禦を獨り今の屯田兵のみに依頼せずして除隊の兵卒をも各地方の窮士族と共に之を優待し其數を多くして必ずしも兵と農とを問はず廣く之を保護して其中より特に兵役を志願する者を撰び兵たる者を兵として之を監督することゝもなさば費用は左程に大ならずして永年公私の利益を見ることあるべし

從來の陸軍豫備兵後備兵の守則あるものに從へば豫備兵即ち除隊の兵士が簡閲點呼及勤務演習の役あるが爲め其師團の管轄外に出んとするには成規の日數限りありて永く滯在するを許されず隨て他の地方に赴きて職業に就くの都合を得ざりしが我輩は前陳の理由により成るべく有爲の壯丁を拘束するを好まざると共に元來兵卒なるものは將校の技術次第に運動するものにして其訓練は必ずしも精密なるを要せず三年操練を事とするときは終生戰時の用に充分なるべしと聞く所なれば豫備の服役を全廢しても敢て兵事教育に欠くる所なかるべし若しも猶は然らずとの懸念ならば其隨意の師團に於て隨時に之を執行するも妨げなかるべしと思料せしに昨年の暮新に公布せられたる陸軍豫備後備下士兵卒服役條例にては其第七條に監視區外に寄留する者は願により其地に於て簡閲點呼を受くることを得又一箇年以上師管又は旅管外に寄留する者は願により其寄留地師管又は旅管に於て勤務演習をなすことを得と定められたり我輩は大に其精神を贊成するものにして之と共に其範圍を北海道にも推及ぼし同道に移住する者をば屯田兵本部にて點呼復習又は勤務演習を執行せられんことを希望するものなり或は云ふ七年にして常備の軍役を畢り五箇年間後備軍たるの任を負ふは現今の制規にして此常備と後備とは戰時に最も肝要有力なる軍隊なり今此軍隊をして始め三年の現役を終ると同時に隨意に北海の邊陬に赴かしむるとともならば一朝交戰の時に際し如何にして之を徴集すべきや鐵道の便利なきに非ざれども幾千の兵士一時に之に乘るべきにあらず散在の兵員を召集して之を運送し了るまでには餘程の日數を要することにてツマリ緩急事に應せず軍備の軍備たる所以なきに至らんとの非難あれども是れは歐洲中原の軍談にして日本の如き絕海の國にありては攻守ともにいよ〳〵合戰と決する迄には決して左樣に急迷のことにあらず唯此等兵員の出入來往を監督するの本部だにあらば北海の隅なり西海の果なり狹き日本國中のみを召集すること決して離からず事の將に破れんとするに當りて徐ろに準備すべきのみ、之を要するに我輩の素見は今の時に當り有爲活潑の壯丁をして空しく不生產的の事に從はしめ以て其終身の方向を誤らしむるは經濟の本意に非ざるが故に平時事情の許す限り之を利用するこそ肝要なれと云ふに外なければ除隊の兵士をして有益なる實業に就かしめんが爲め差向き北海道に移住するの道を啓かれんことを切望するに過ぎざるのみ

## 雜報

○暴露三年（前號の續き）　スタンレー氏が種々の困難を物ともせざるは主としてエミン パシヤを救はんとするにある事なれば一昨千八百八十八年四月三十日を以て此兩氏が始めて相會したる時の喜びは無かしあるべし假令へ雙方の間に一面の識なくとも他に顧みなき異域とて一見直ちに刎頸の友に似てスタンレー氏の爲めには益友の思ひあるべくエミン パシヤ の爲めには此上もなき恩人なるべければ一たび相會ふの後は共に進退を與にして止まるも歸るも二人一所なるべきにエミン パシヤは何故にやスタンレー氏の勸誘に從ふて諸共に歸るを欲せず久しく相談を凝したれどもパシヤの心遂に決せざりければ氏は兎も角もとて獨り別れて元來し道に立歸り殘し置きたる後詰の勢を連れ來らん爲めパシヤの助勢にはセツソン氏に若干の兵を分ち與へて力を盡さしめ其身は往復に最も困難なる途をヤンブヤ近くまで歸れり始め氏は行き掛けの途中ヤンブヤに於て二百五十七人の勢を殘し置しが故に此勢を迎への爲めに歸りしものにて多分アルウイミまで歸れば會するならんとの豫定なりしに未だ其所に來りし樣子なきよ不倘は進んでウガルロウスまで歸著したれどもまだ其勢を見ず漸く始め分れしヤンブヤを距ること僅かの地にて元此勢の軍醫たりしボンチー氏外數十人に逢ひたり數百の軍勢が只數十人に減じたるは甚しき減少にて行程さへも捗取らざりしは何故なるかと尋ぬるに此後詰めの勢はスタンレー氏に分れてより始めの內こそ各々其跡を追ふて進まんとも思ふたれ追々路の困難に運れて次第に病人を生じ次第に不滿のものを増し其勢を統督する佐官バーテロツト氏は同勢中の命に從はざる土人を罰したる爲め其土人の爲め敢なく銃殺されて死する等の騷動にてヤンブヤよりバナルヤに達するまでの間にスタンレー氏は度々土人の襲擊に逢ひしことも拘はらず十六日にして到著したるにバーテロツト氏が預りし軍勢は四十三日にして漸く到著したり左れば二百五十七人なりし勢は減じて僅かに七十一人となり其內強壯なるものは五十三人にて此さへ動もすれば背き去らんとするものゝみあれば進むにも進まれず此等のものと共に躊躇して日を送りたるボンチー氏がスタンレー氏に會したるはヤンブヤにて分れてより十三箇月と二十日の後にしてスタンレー氏は此等の情實をボンチー氏より聞き取り其意外の出來事に驚きたれども如何とも詮術なければ殘兵及び人夫と共に止ること數日にして再び進んでヴイクトリヤ ナイヤンザ に向ふたるが此度は既に慣れし道とて大に心易く數日にして同所に着し此所にてエミン及びセツソンの二氏と會せり會して再び氏はパシヤに勸めて速に諸共に歸らんとすれども尙は聽かれず故を以て氏は大に感觸を害したるものゝ如しと云ふ或る人之を評して曰く夫れ或は然らん氏は數千里の難を冒して態々救助の爲めに來りし人なり彈藥其他の必要品に盡きたりと聞いて之を齎し誰しも未だ決して知らざる國を通行するが爲めに三百餘人を非命に失ひバーテロツト氏さへ其不幸に倒れし程なればスタンレー氏の如き勇敢大度の人にあらざるよりは決して此困難に勝つ能はず氏も亦親ら能く之を知るならん大樹天を蔽ふて晝尙は暗く行くに道なく食ふに食なき猛獸野蠻の巣窟を二度まで往復して扱け歸らんとするにエミンは尙は氏に從ふを好まずとは其心事果して何か故なるか未だ容易に知る能はざる所なり云
々（去る五日の
エミンに會せし
の誤り）

○米國大統領の
ヘイチ及びヴエ
局を結び現に
すべき事にして
和政府に對する
目會を開き居れ
我政府は英國と
題が雙方の歷史
ことを希望する
諸外國　日本帝國
の用意をなす新
條約文を實行する
於ける裁判上の
るべし、波斯政府
人を歡待し且つ
の企業を奬勵する
ける我國の裁判
めたれば兩政府の
盡力すべし
歸化人　歸化した
國の問に疑問を生
西之に次げり同盟
々盡力せり歸化の
されども正當に歸
此事に就て特別會
の間に結びたる條
題に關し我國と
宜しかるべし
巴西共和國　共和
革命は我國の等閑
直にリオ デ ジヤ
時政府と和親を
巴西公使は依然
けたれば少しも
なし我政府は猶
共和政府の設立
令し置けり
財政　我國は益々
多く目下の商況
らず我職人に一
算したる千八百八
迄の歲出入報告
政を明かにするを
んに總歲入は三億
して其內譯は關稅
四十一弗六八內國
弗九三其他の財源
弗二三あり又通常
六百十五弗六零
額二億二千九百五
臨時費豫備金を
ことと五千七百四十
本年度の豫算は
は二億九千三百萬
の總額三億四千一
て三千三百六十七
る豫算なり

○新刊書籍雜
條約改正論（嶋田